



2024年最低賃金 過去最大の引き上げ予定!

2024年は、過去最大の最低賃金引き上げが予定されており、多くの会社に影響を与えることが予想されます。最低賃金の改定は、会社経営や労働条件に直結する重要な課題です。

本記事では、最新の改定内容やその影響について5つのセクションに分けて解説します。具体的な対応についてお悩みの場合は、お気軽にご相談ください

《今回の記事は、佐藤が担当しました。》

セクション1 改定額 (地域別最低賃金)

※埼玉県以外は予定額です。

都道府県	改定額	現在	引き上額	都道府県	改定額	現在	引き上額
埼玉県	1,078円	1,028円	50円	栃木県	1,004円	954円	50円
東京都	1,163円	1,113円	50円	茨城県	1,005円	953円	52円
神奈川県	1,162円	1,112円	50円	群馬県	985円	935円	50円
千葉県	1,076円	1,026円	50円				

※特定(産業別)最低賃金が適用される業種は、地域別最低賃金の方が高くなる場合は、引き上げが必要です。

セクション2 改定後、すぐに確認すべきポイント!

- (1) 最低賃金に満たない従業員の確認
- (2) 賃金の見直し(固定残業手当の再計算含む)
- (3) 新しい最低賃金を反映した求人情報に更新

※あおば新聞バックナンバー(No219)で、解説しています。ぜひそちらもご覧ください。

バックナンバーは、あおば事務所のホームページでご覧いただけます。顧問先様専用のページのため、パスワードが必要です。パスワードがご不明な場合は、お問合せください!

セクション3 よくある相談例

- ・最低賃金が上がっても年収の壁があるので、パートさんの働く時間が減ってしまう
- ・最低賃金を下回る従業員の賃金引き上げはもちろんだが、最低賃金を上回っている従業員との賃金差にも配慮しなければならない
- ・新しい人材採用のために、求人への給与見直しを考えているが、現在いる従業員とのバランスも考える必要があり、給与を見直したいが経営的に苦しい。等々。

※会社の状況、業績、経営者の考え方により、それぞれ対応が異なります。具体的なご相談については、担当までご連絡ください。

2025年4月以降、育児休業給付金の延長要件が厳格化されます (変更点赤字)

■ 必要な書類 ■

- ① 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ② 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
- ③ 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)

■ 次の3つの要件をみたしていること ■

- (1) 子が1歳に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること
- (2) 保育所等への通所が通勤経路上にあり、合理的な理由なく片道30分以上かかる施設のみではないこと
- (3) 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

セクション4 大幅引上げへの対応 (他の会社はどうしているの?)



東京商工リサーチ実施の2024年「最低賃金引き上げに関するアンケート」の結果よりご紹介します。

「最低賃金改正への対抗策は?」

- 1位:「商品やサービスの価格に転嫁する」48.5%(1,835社)
- 2位:「設備投資を実施して生産性を向上させる」26.7%(1,009社)
- 3位:「雇用人数を抑制する」16.7%(633社)
- 4位:「従業員の雇用形態を変更する」14.6%(552社)

※「最低賃金の引き上げ」、「人材の不足」は、多くの会社にとって頭の痛い問題ですが、生産性の向上(業務の効率化や従業員のスキル向上)ができれば、売上アップ、人件費コスト削減に繋げることができます。

セクション5 生産性の向上と最低賃金引上げで使える助成金

政府や各都道府県がさまざまな支援事業を実施しています。今回は、その中から「業務改善助成金」についてご紹介します。

■ どのような内容の助成金?

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行った場合に、その設備投資費用の一部が助成されます。

■ 助成額はいくらもらえるの?

引き上げる賃金額と労働者数、事業規模に応じて異なり、最大で600万円が支給されます。

また、助成率は、現在の賃金額により9/10(900円未満)、4/5(900円以上950円未満)、3/4(950円以上)のいずれかが適用されます。

※具体的な取り組み例) ある介護事業所のケース※

リフト付き車両、乾燥機能付き洗濯機。大容量冷蔵庫の設備を導入したことで、車いす利用者の送迎時間及び買い出しの回数が半減し、洗濯物干しや取り込みの



減りました! 業務効率化に成功!

【参考URL】最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

お知らせ

~ 12月以降のマイナ保険証切り替えに伴うご案内 ~

協会けんぽから、「資格情報のお知らせ及び加入者情報」が次の2回に分けて会社に郵送されます。届いたら従業員に配布して下さい。

・令和6年6月7日(金)時点の加入者 ⇒ 令和6年9月9日~9月30日

・令和6年6月10日(月)以降に加入した11月29日時点の加入者 ⇒ 令和7年1月22日~2月3日

※医療機関によっては、カードリーダーの故障や未設置などの理由により、マイナ保険証に対応していない場合があります。その際、「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードと一緒に提示することで、健康保険証として利用できるようになります。